

令和 3 年 度

第 1 回 浜松市建築審査会

会 議 録

令和 3 年 7 月 7 日

浜松市役所本庁・北館 1 階 101 会議室

令和3年度 第1回 浜松市建築審査会 会議録

1 日 時 令和3年7月7日(水) 午前9時30分

2 場 所 浜松市役所本庁・北館1階 101会議室

3 次第及び審議結果

1. 開会

2. 議題

(1) 建築許可に係る同意について

・道路内において許可を必要とする建築物の新築(上空通路)

審議結果 同意

3. その他報告等

(1) 令和2年度建築審査会実績報告

(2) 建築基準法に基づく包括許可報告

(3) 次回開催予定連絡

4 出席者

*浜松市建築審査会	会 長	松本 直己
	委 員	寒竹 伸一
	委 員	藤村 有希子
	委 員	中野 江里香
	委 員	若杉 早苗
	委 員	河合 晴夫
	委 員	内山 勝徳
*特定行政庁建築行政課	建築行政課長	鈴木 成幸
	建築安全グループ長	相原 正浩
	建築安全グループ	伊藤 浩
*事務局建築行政課	建築行政課長補佐	大橋 直哉
	建築総務グループ長	金子 亮太
	建築総務グループ	荻野 朗子

5 傍聴人

(報道関係者) 1名

6 議事録

1. 開会

- 事務局 (配布資料の確認)
- 鈴木課長 自己紹介及び開会の挨拶
- 松本会長 只今より令和3年度第1回浜松市建築審査会を開会します。
本日は全ての委員が出席しているため、浜松市建築審査会条例第4条に基づき、本審査会は成立となります。
本日の議事録署名人は若杉委員と寒竹委員にお願いします。
議事に入る前に、本審査会の会議公開について、委員の皆様にお諮りします。本会議を公開することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 松本会長 公開といたします。
続いて、傍聴人より報道の為の写真撮影及び音声録音に関する承認の申し出があった場合、承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 松本会長 本日は1名から傍聴及び音声録音の希望がありますが、報道の為の写真撮影及び音声録音について承認します。

2. 議題

(1) 建築許可に係る同意について

- ・道路内において許可を必要とする建築物の新築（上空通路）

- 松本会長 本日は、聖隷浜松病院の既存棟であるS棟の建替えに伴い、道路上空に設置する通路（上空通路）について審議します。
それでは議題について事務局より説明をお願いします。

【説明】

審議物件の基本情報について説明

- 事務局 対象条項 建築基準法第44条第1項第4号（道路内の建築制限）
- 計画概要 申請者 社会福祉法人 聖隷福祉事業団 理事長 青木善治
- 申請敷地 中区住吉二丁目761-6、750-4、750-6の各一部
（市道 住吉33号線）
- 用途 上空通路
- 構造 鉄骨造
- 階数 1
- 敷地面積 （道路上空の為、敷地面積はなし）
- 建築面積 28.88㎡（申請部分 28.88㎡）
- 延べ面積 28.88㎡（申請部分 28.88㎡）
- 用途地域 第二種中高層住居専用地域
- 防火地域 指定なし

特定行政庁

処分庁の意見について説明

本計画は、地域の中核病院として地域医療を担う聖隷浜松病院において、老朽化したS棟の建替えに伴い、道路を挟んだ東側敷地の既存医局管理棟とを患者等が往来することになることから、通行の危険を防止するために道路上空通路を設置するものです。

上空通路の設置により道路交通の視界を妨げることもなく、上空通路自体の構造安全性について十分な配慮がされており、安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認められます。

また本件につきましては、令和3年6月11日に、警察署、消防局、道路管理者、特定行政庁の間で、連絡や調整を行うための浜松市アーケード等連絡協議会が開催され、上空通路の設置にあたり支障はないとのことで出席者全員の意見が一致したため、許可の対象としました。

特定行政庁

資料に基づき、適用法令及び計画内容等について説明

許可担当

本計画は、地域の中核病院の一部既存棟を再整備することに伴い、道路上空に通路を整備するものです。

道路内における建築行為は、建築基準法第44条により、原則制限されていますが、同条第1項第4号による道路内建築許可を受けるため、同条第2項の規定により建築審査会に諮問し、同意を求めるものです。

本日の建築審査会にて同意が得られれば、建築許可の手続きを進めます。

なお、先日のアーケード等連絡協議会におきましては、「路面から上空通路下端までの最小高さとその位置」、「上空通路の必要幅員に関する根拠」「屋根の雨水処理方法」等について意見や質問がありましたが、特定行政庁として説明させていただき、支障ないとのことで委員全員の意見の一致が得られました。

特定行政庁

(資料及び図面等に基づき、計画内容を説明)

許可担当

その他、平成30年7月11日に国交省住宅局より、「建築基準法第44条第1項の規定に基づく許可の運用について(技術的助言)」が通知されておりますが、本計画は、本通知に示された基準にも適合している為、許可の対象として判断しました。

【審議】

松本会長

この件について、ご意見、ご質問等をお願いします。

松本会長

住吉33号線は一方通行であり、7～8時の通勤時間帯の車両は30台程度とのことですが、歩行者についてはいかがですか？

特定行政庁

歩行者については、主に病院関係者が通行しています。

許可担当

松本会長

当該道路の付替えや、払い下げの話はありますか。

課長

付替えの予定はなく、申請者側から払い下げを求められたこともありません。

- 松本会長 既存の上空通路やP E T棟について改修等の予定はありますか。
- 特定行政庁
許可担当 いずれも改修等の予定はありません。
- 寒竹委員 上空通路の支柱に関する記述がほとんどありませんが、柱は適切な寸法かつ適切な配置で計画されていますか。
また、柱の道路境界線からの離隔距離に関する規定はありますか。
- 特定行政庁
許可担当 柱と道路境界線との位置関係は、配布資料の詳細図の中で示しています。なお、道路境界線からの離隔距離に関する規定はありません。
- 寒竹委員 平成30年7月11日付「道路の上空通路に設ける通路に係る建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく許可の運用について（技術的助言）」の三 通路の構造の中で、「通路は、これを支える柱をできる限り道路内に設けない構造とすること。」となっていますが、道路内に支柱を配置しても良いということでしょうか。
- 特定行政庁
許可担当 道路管理者との協議により認められた場合は、（道路内建築許可を取得したうえで）建築が可能となります。
- 寒竹委員 柱は、建築基準法第44条により、原則道路内に突き出して建築してはなりません。基礎部分も含まれますか。
- 特定行政庁
課長補佐 柱の基礎が地盤面下であれば、建築基準法第44条の規制は受けません。
- 寒竹委員 法的に問題ないことを示すためにも、上空通路支柱の道路境界線からの離隔距離を図面の中に明記しておいたほうが良いでしょう。
- 特定行政庁 承知しました。明記するよう対応します。
- 中野委員 資料の中で、平成30年7月11日の技術的助言に対する適応が示されていますが、対応した、若しくはする事実（結論）のみが記載されている箇所があり、誰が何を基準として、どう対応し、特定行政庁として許可対象とした、という具体的な評価根拠の記載がないため、補足説明をお願いします。
- 特定行政庁
許可担当 この適応は、同技術的助言に対して、設計者がどう設計に反映するか、また、申請者がどう対応するか意思表示をしたものです。記載内容を遵守することを前提として、建築許可することとなります。
また、建築審査会に諮る前に、技術的助言に基づき、建設地を所管する警察署、市の土木部局、消防部局からなるアーケード等連絡協議会を開催し、関係法令や具体的な基準を含めた適合状況を確認し、すべての委員により、支障ないと意見が一致しています。これを踏まえ、各計画図と技術的助言及び関係法令とを照らし合わせ、許可の対象として判断するに至っています。
- 中野委員
寒竹委員 今後は、申請者・設計者の技術的助言に対する意思表示（適応）だけでなく、項目ごとの記載内容について何を根拠にどのように評価したのか、特定行政庁の見解や建築許可の対象と判断した具体的な評価根拠を資料の中に記述すべきではないでしょうか。

特定行政庁 承知しました。今後、明記するよう対応します。

松本会長 その他にご意見、ご質問等が無ければ、同意してよろしいですか。

(異議なし)

松本会長 それでは本件につきましては、同意いたします。

3. その他報告等

(1) 令和2年度建築審査会実績報告

事務局 令和2年度における建築審査会の開催実績は3回でした。建築許可に係る同意をした案件は、日影規制に関する許可及び道路内への上空通路設置に関する許可の合計2件です。

(2) 建築基準法に基づく包括許可報告

事務局 前回の審査会(令和2年11月11日)以降、本日の審査会までの包括許可件数は、令和2年度分は、14件(建築行政課:8件、北部都市整備事務所:6件)、令和3年度分は、5件(建築行政課:3件、北部都市整備事務所:2件)であり、許可の内容は、日影に関する許可及び接道許可に関するものです。

(3) 次回開催予定連絡

事務局 来月(8月)は、現時点で案件がなく非開催のため、次回は9月8日の開催となる予定です。正式に開催が決まりましたら、後日、開催通知とともに連絡いたします。

松本会長 以上をもちまして、建築審査会を閉会いたします。

4. 閉会 午前10時30分